

中間対応時に役立つ改正法まめ知識<実務編>

1) 「特許請求の範囲」が書類として分離

※特願2003-270001以降の場合

- 【補正対象書類名】 特許請求の範囲
- 【補正対象項目名】 全文（または請求項n）
- 【補正方法】 変更

※特願2003-270000以前の場合

- 【補正対象書類名】 明細書
- 【補正対象項目名】 特許請求の範囲（または請求項n）
- 【補正方法】 変更

2) 拒絶査定不服審判請求期間が3月以内に拡大（平成20年度法改正）

→平成21年（2009年）4月1日以降に、拒絶査定を受けた出願が対象。

3) シフト補正の禁止（平成18年度法改正）

→平成19年（2007年）4月1日以降の出願が対象。

4) 追加された分割出願可能時期

査定後分割可能時期早見表

出願日 (原出願日)	平成19年3月31日以前 (H18年法改正適用前)	平成19年4月1日以降 (H18年法改正適用後)
査定種別 拒絶査定	1) 拒絶査定謄本送達日から3月以内に拒絶査定不服審判請求と同時にする場合(特44条1項1号)	1) 拒絶査定謄本送達日から3月以内に拒絶査定不服審判請求と同時にする場合(特44条1項1号) 2) 最初の拒絶査定謄本送達日から3月以内(特44条1項3号)
特許査定	なし	3) 特許査定謄本送達日から30日以内(特44条1項2号)

- ※ 補正ができない時期の分割出願（上記2）、3）は、分割直前の明細書等の範囲内でしか認められません。
- ※ 原出願日が平成19年4月1日以降（H18年法改正適用後）の分割出願は、ファミリー（親子不問）で既に受けている同一拒絶理由が解消されていなければ、最初でも最後の拒絶理由通知扱いとなります。（拒絶請求項をそのまま分割出願した場合等）（特50条の2等）
- ※ 「同時」に提出とは、郵便であれば同封、インターネット出願であれば連続した手続き（順不問）で同一プルーフ内に対応します。
- ※ インターネットと郵便とに分ける場合は、同日であれば同時扱いとなります。パソコンが手続き途中でフリーズした場合などに有用かと思われま

5) 【補正により増加する請求項の数】がある場合

【手数料の表示】

【振替番号】 ○○○○○

【納付金額】 2000×増加数（平成16年3月31日以前の出願の場合）

4000×増加数（平成16年4月1日以後の出願の場合）

1600×請求項増加数（PCT出願の場合）

以上

Kamata